

## 速記録

### 淀川水系流域委員会合同会議

日 時 令和3年3月3日(水)  
午前10時00分 開会  
午後 0時15分 閉会  
場 所 Web

[午前10時00分 開会]

## 1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会を開催いたします。本日の司会を務めます、近畿地方整備局河川計画課の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の委員会でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web開催と書面開催を併用しており、また委員会の様子につきましては、動画配信サイトYouTubeでリアルタイムで配信を行っております。映像につきましては、会議中のみ閲覧可能としております。議事に入ります前に、本日の資料リストにつきましては、画面のほうに表示いたしますので、ご覧ください。本日の資料につきましては、委員の皆様には事前にお送りしております資料をご覧ください。YouTubeで傍聴をされている皆様につきましては、整備局のホームページから資料の入手が可能となっております。ただ、会議中につきましては、現在やっておりますように、随時資料を画面に共有させていただきますので、あわせてご覧ください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。まず、ご発言の際につきましては、委員の皆様、事務局の皆様、氏名をおっしゃってからお願いいたします。一般傍聴の皆様へのご連絡でございます。一般傍聴の方々からのご発言の時間は設けておりませんので、ご意見をお持ちの方は、別途行っております、パブリックコメントの手続において意見を提出くださいますようお願いいたします。手続につきましては、近畿地方整備局のホームページでご確認ください。

それでは、開会に当たりまして、近畿地方整備局河川部長の豊口より、一言、ご挨拶を申し上げます。お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

皆さん、おはようございます。近畿地方整備局河川部長の豊口です。流域委員会の皆様には、年度末のご多忙の中、ご参加いただきありがとうございます。また、報道関係者をはじめ、傍聴いただいている皆様には、河川整備に高い関心をお持ちいただきありがとうございます。良好な河川環境の保全も、安全・安心の確保も、河川管理者による施設整備だけで達成できるものではなく、河川利用者の皆様のご理解や適切な避難行動に向けた日頃からの備えなどが極めて重要となりますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろし

くお願いいたします。

このたび、これまでの河川整備の進捗、近年の豪雨の頻発、今後の気候変動の影響などを背景として、沿川の自治体の皆様から、さらなる河川整備に向けて、河川整備計画の見直しを進めてほしいとの多くの声をいただいたことから、関係府県の皆様ともご相談させていただいた上で、河川整備計画の変更に向けた取組を始めることとしたところです。

流域委員会の皆様には、これまでも河川整備計画に基づく事業の進捗点検に当たり、ご意見をいただいております。改めて感謝申し上げます。今回の変更に当たりましても、現行の河川整備計画の内容や、その進捗状況をよくご理解いただいている委員の皆様からのご意見は、大変貴重なものであり、そのご意見は計画にも反映してまいりたいと考えておりますので、それぞれのご専門の視点から、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

今回の計画変更の特徴の一つは、河川管理者の取組だけでなく、流域のあらゆる関係者との連携により、流域治水に取り組んでいくということを明記したことです。そうした中、多くの関係者の協力を期待するだけでなく、我々河川管理者自らの取組の充実を図るため、河川整備の目標をレベルアップすることがもう一つのポイントです。そして、レベルアップした目標に向けて、具体的な整備内容を充実、追加したいと考えています。新たな施設整備のみならず、既存ダムの利水容量の治水活用をはじめ、既存施設の有効活用についても総合的に検討させていただきました。流域治水を進めるに当たってのご助言、これまでの進捗点検等から見た新たな目標設定の実現可能性、あるいは個々の整備に当たってのご助言などをよろしくお願いいたします。

昨今は新型コロナウイルスの話題が様々取り上げられておりますが、発症した後の医療体制というのも重要ですが、重症化を未然に防ぐワクチンにも大きな期待が寄せられています。防災対策も同様でありまして、災害が発生してしまった後の災害復旧というのも重要なが、災害を未然に防ぐ事前の防災対策が極めて重要であり、かつ経済的でもあると考えております。ただし、その対策が災害を発生させないような効果を持つものなのか、重大な災害には至らないように被害を軽減させるものなのかといった、期待される効果の内容や程度について、しっかり説明していくことも必要だと考えておりますし、同時に対策の副反応についてもしっかり説明しなければならないと考えています。

今回、新たに計画に追加しようとしている対策の中には、調査や設計などが進んでいないため、現時点ですべてのことをお示しできないという場合もあるかもしれませんが、そうした事業につきましても、どういう段階までにはどのようなことを調査検討し、どのよ

うなことを説明していくべきなのかといったことにつきましても、ご意見をいただけると幸いです。

今回は初回ということで、まずは説明が中心となりますので、地域委員会と専門家委員会の合同開催とさせていただきますが、できるだけ皆さんの多くの意見がいただけますよう、今後の開催方法も考えてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

では、ここから議事に入ります。淀川水系流域委員会規約第3条の2によりまして、議事進行は委員長をお願いすることとなっております。今回は、地域委員会、専門家委員会、両委員長がご出席ですけれども、専門家委員会の中川委員長のほうにここからの議事をお願いしたいと思っております。中川委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

○中川委員長（専門家委員会）

皆様、おはようございます。先ほども申しましたように、この委員会の司会を進行させていただきます。

まず、議事次第に従いまして、それでは議事を進行させていただきます。議事の1番、「河川整備計画変更にあたってのお願い」について、事務局から説明をお願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、事務局よりご説明をいたします。資料のほう、共有しておりますが、配付している資料に加えて、参考資料もございますので、画面のほうをご覧くださいと思っております。

まず、河川管理者から流域委員会の委員の皆様へのお願いということで、河川整備計画変更にあたっての、この規約の第2条のところでございます、淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べることという規約に基づきまして、これからご説明します河川整備計画変更についてのご意見をいただきたいと思っております。

これまでの経緯につきまして、あわせて説明をさせていただきたいと思っておりますが、委員長よろしいでしょうか。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、どうぞ進行してください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

では、続きまして、資料1を用いて、淀川水系におけるこれまでの経緯についてご説明いたします。

淀川水系の河川整備計画ですけれども、平成21年の3月に策定しております。これまでの10年間程度の流れにつきまして、以降のフローに基づきまして、ご説明をいたします。

まず、赤枠で囲んでおりますけれども、事業の進捗に関する部分でございます。参考資料をつけておりますので、ご覧いただければと思っております。これまで、計画の策定から概ね10年が経過してまいりましたが、治水安全度の低い桂川の掘削のみならず、宇治川、塔の島の改修ですとか、木津川の上野遊水地の運用開始、また川上ダムの本体着手、淀川本川の阪神なんば線の橋梁の架け替えの着手など、河川事業が大きく進んできたところでございます。各河川の主な事業メニューを縦列につけておりますけれども、この灰色のハッチをかけたところにつきましては、概ね完了、もしくは完了予定が見えてきたところというところで、事業が大きく進んできたというふうに認識いただければと思っております。

続きまして、この赤枠をつけました、洪水被害の発生のところにつきまして、ご説明いたします。現在の河川整備計画では、昭和28年の台風13号の洪水を目標として河川整備を進めておりますが、近年、その昭和28年の台風13号に匹敵するような洪水が発生しております。平成25年の台風18号でございまして、この写真につけておりますように、桂川の有堤区間で堤防から溢水が生じ、天ヶ瀬ダムでは異常洪水時防災操作を行い、その上流の瀬田川洗堰では全閉操作を行っているというような状況が発生しております。その際にも、この写真の真ん中につけておりますように、宇治川では、計画高水位を数時間超過するような洪水被害が発生しております。淀川の三川合流部の辺りでは水位が高くなって、それに伴って支川まで水位が高くなる、いわゆるバックウォーター現象が生じたというところでございます。それ以降も平成29年の台風21号、また平成30年の西日本豪雨など、毎年のように水害が発生しているということが起きております。

このような状況を踏まえまして、近畿地方整備局では、淀川水系における中上流部の河川整備の進捗状況と、その影響に係る委員会を設置して検証をしまいったところでございます。その委員会の名簿はここに付けておりますように、これらの先生方にお集まりい

ただきまして、ご意見をいただいていたところでございます。

そのご意見を踏まえまして、令和元年の6月には、近畿地方整備局としまして、報告書を取りまとめたところでございます。この結論部分だけ抜粋しておりますが、中上流部の河川改修が大幅に進捗してきたことを踏まえ、上下流バランスを確保した上で、流域全体の安全度向上に向け、現在の河川整備計画に沿って、治水対策を着実に推進することが必要であると考えております。また、気候変動などを踏まえ、ソフト対策を含めて、さらなる治水対策を検討すべき段階にあると取りまとめをしております。

続いて、その令和元年5月の状況でございますけれども、淀川水系の河川整備促進に関する緊急提言というものをいただいております。これがその提言の本文でございますけれども、この令和元年5月には、淀川水系の市町村、ここに挙げますように、三重県から始まって滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県からのそれぞれの市町村、51の市町村がお集まりになって、近畿地方整備局に緊急的に提言をいただいております。次の事項について強く提言するというので、5つございます。中でもとりわけ治水対策の加速といたしまして、抜本的な治水事業全般をより一層加速することや、さらなる治水対策推進に向けて、必要となる河川整備計画の変更を行うことといったご意見をいただいております。また、そのほかにも河川管理の維持管理を適切に実施すること、また、河川環境に資する整備や改良を推進することといったご提言もいただいているところがございます。それに加えて、所要の財政措置を講じるようにといったご提言をいただいているという状況がございます。

続きまして、令和元年10月の状況でございますけれども、これは全国的な取組として、気候変動を踏まえた治水計画のあり方について、提言をいただいているところがございます。これは、近畿地方整備局だけではなく、国土交通本省全体として、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会というものが設置されて、以下のような委員の皆様によりご検討がなされ、それを踏まえて、提言がなされております。目次をつけておりますように、気候変動の状況ですとか、水災害対策の考え方、将来の降雨の変化等に関する評価など、さまざまなご意見をいただいておりますが、本日は、この中で、気候変動を踏まえた治水計画の考え方の部分につきまして、抜粋をしてご説明をいたします。

これが気候変動を踏まえた治水計画の考え方に関する部分でございます。河川整備計画の見直しについても提言がされておまして、整備の目標としていた期間で治水安全度を確保するためには、河川整備を加速することが必要であるといったこと。また、河川整

備メニュー等の見直しにつきましては、気候変動によって、さらに外力が増加した場合も想定し、その場合でも可能な限り手戻りが少なくなるよう検討を行って効率的な河川整備を進めることが必要といったこともご提言としていただいている状況でございます。

これらの事業の進捗や洪水の被害などを踏まえて、近畿地方整備局として、令和元年11月からの関係府県との意見交換を行うことを進めてまいりました。これが令和2年7月14日に行いました、淀川水系関係6府県との調整会議の内容でございますけれども、この会議のメンバーとしましては、関係6府県の担当部長、それと私ども近畿地方整備局の河川部長からなる会議でございます。

この意見交換に当たりまして、まず近畿地方整備局から、各府県宛に意見照会を文書で行っております。趣旨といたしましては、この赤線を引いておりますように、治水のみならず河川整備全般について、淀川水系で進めていくべきと考える事業や施策に関する意見をご提出願いますといった趣旨でございます。なお、府県から市町村にもご照会をいただいて、それを取りまとめた上で意見提出をお願いしたところでございます。

いただいた意見を整理したものがこの表でございます。2枚にわたって整理しておりますが、一番左の列が現行の河川整備計画の目次になっております。その目次に沿って、どういった部分でどういったご意見をいただいたかといったものを整理したものになっており、例えば、人と川とのつながりの部分でも、内容を充実する意見といったものをいただいておりますし、河川環境の部分でも内容を追加すべきといったものや、内容を充実すべきといった意見をたくさんいただいているところであります。お手元の資料を見ていただければと思いますが、どの府県から提出されたかとか、関係する市町村からいただいた、その市町村名についても、その表に整理しておりますので、あわせてご覧いただければと思っております。

2ページ目になりますが、この部分では、前のページから続いて治水の部分でございます。治水につきましても、大変多くのご意見をいただいております。また、利水、利用、維持管理につきましても、多くのご意見をいただいております。特に維持管理は内容を充実すべきといったご意見、適切な維持管理については、大変多くの市町村からそういったご意見をいただいている状況でございます。

府県との意見交換に当たって、府県から依頼もいただいております。その依頼内容をここに5つつけておりますけれども、気候変動を踏まえた河川整備の対応の考え方を示してほしいですか、河川整備メニューを示してほしい、またその事業の優先順位、進め方を示し

てほしいといったご意見をいただいております。

また、大阪府域の治水安全度を低下させないような整備順序を示してほしいといったご意見や、大戸川ダムの治水効果を示してほしいといったご意見を、会議に当たりまして、事前に府県からいただいておりますので、それにつきまして、近畿地方整備局から、仮に河川整備計画を見直す場合の考え方についてお示しをしたところでございます。

そのまとめた内容がこの別添でございまして、まず河川整備計画を見直す場合の目標の考え方につきましては、淀川における現在の治水安全度を堅持することを前提といたしまして、現計画を超える規模となった平成 25 年台風 18 号洪水、これを安全に流す。また、現計画を超える規模の洪水が発生していない河川においても着実に安全度を向上させていくということでございます。これによって、気候変動による降雨量増大にも資する整備をしていくという考え方をお示ししたところでございます。その仮に河川整備計画を見直す場合の目標を達成するために必要な事業につきましても、現行計画目標の達成に必要な事業、また目標を変更する場合に、新たな必要な事業というふうな区分分けをしまして、それぞれ河川ごとに事業量をご提示し、ご意見を伺ったということでございます。

この会議、7月に第1回目としましてご提案をし、その後2回目を11月、先月、2月12日には3回目となります、関係6府県の会議を行いまして、この近畿地方整備局が第1回の会議でお示した目標や整備内容に関する各府県の検討状況を共有いたしました。その結果、近畿地方整備局がお示した先ほどの別添の内容をもとに検討を進めていくということにつきまして、全府県が確認をしていただきましたところでございます。現行の河川整備計画に基づいた河川整備の進捗や、近年頻発している豪雨災害、また今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化、頻発化を踏まえると、さらなる河川整備に向けて河川整備計画の変更手続を進めていくことにつきましても、6府県からご意見をいただきまして、それについて確認をさせていただいたという経緯がございます。

こういった経緯を踏まえまして、河川整備計画の変更にあたって、今回、流域委員会の皆様にご意見をいただきたいという流れになったということでございます。あと配付資料のほう、資料2でございますが、あわせてこちらもご説明をさせていただいてよろしいでしょうか、委員長。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、よろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

資料2をご覧ください。こちらは淀川水系河川整備計画変更の今後の流れといたしましてお示ししたものでございまして、河川整備計画につきましては、河川整備基本方針に沿って、中期的な、具体的な整備内容を取りまとめたものでございます。この河川整備計画の策定につきましては、河川法 16 条の 2 にその手続が規定されてございまして、まず河川整備計画の案を作成することになります。その案の作成に当たりまして、学識経験を有する者、つまり淀川水系流域委員会に当たりますが、学識経験を有する者から意見聴取を行います。並行しまして、関係住民からのその意見を反映させるために必要な処置といたしまして、パブリックコメントや公聴会を開催していくことを考えております。そのご意見を踏まえて、河川整備計画の案を作成し、その案を関係府県知事に意見照会をさせていただき、知事のご意見を踏まえて、河川整備計画を決定してまいるということでございます。作成と書いておりますが、変更に当たっても同様の手続を行うということが規定されておりますので、今回、この流れでご意見をいただきたいということでございます。

流域委員会の進め方につきまして、あわせてご説明いたします。本日、地域委員会、専門家委員会を合同で開催しておりますが、河川整備計画策定以降の経緯や今後の流れについてご説明をさせていただきました。この後、資料を用いまして、河川整備計画の変更原案の内容についてご説明をさせていただく予定でございます。次回以降においては、地域委員会、専門家委員会をそれぞれ別々に開催いたしまして、委員の皆様からのご意見をお聞きしていきたいというふうに考えております。資料の説明は以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

これまでの経緯や今後の流れについて、要領よく説明いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、あるいはコメント等はございますか。御意見がある場合は挙手をしてください。あるいは、画面で手を挙げてください。大久保委員、どうぞ。

○大久保委員（専門家委員会）

ありがとうございます。現行計画の策定から 10 年以上が経過いたしまして、気候変動の影響も顕在化する中、改定作業の必要性は明らかであるというふうに考えております。その際に、流域委員会の規約上は、原案に対して流域委員会の意見を聞く規定となっておりますが、河川法上は案を作成しようとする場合に、必要に応じ、学識経験者の意見を聞くこととされております。また、現行計画が日本の先駆的なモデルとなった流域委員会方

式で策定されたこと、今回の案の中には、現行計画策定時に大きな議論となった大戸川ダムを位置づけることが盛り込まれていることなどに鑑みますと、自治体意見照会と並び、案の策定前に本来は流域委員会の意見を聞く機会が設けられるべきであったのではないかとどうふうに考えております。

今、案が既に出てきておりますので、今後の進め方に関する質問ですけれども、今後、先ほど河川部長の最初のご挨拶にありましたように、流域治水という考え方に立って、さまざまな主体の参加型で河川管理を進めていく、流域管理を進めていくためには、幅広い方々の意見を聞くということが大変重要となってきたと思いますけれども、現在予定されている1か月のパブコメプラス公聴会という平均的な参加手法で十分なのかという疑問もあるところで、特に欧州などでは、このような流域計画については6か月の参加期間が設けられていることと等に鑑みますと、河川管理者の裁量で意見をさまざまな方法で聞ける規定に河川法上もなっておりますので、より丁寧なパブリックコメントや直接的な対話の機会が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、流域委員会の今後の日程ですけれども、流域委員会の議論も例えば4月までというような期限を切って行うべきではなく、これからいろいろ指摘がなされるであろう様々な点を真摯に検討できる、十分な期間を確保すべきと考えておりますが、今後の流域委員会のスケジュールの見込みについて、現時点でどのように進めることを考えていらっしゃるかという点、以上2点をお聞かせいただければ幸いです。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございます。事務局、大丈夫ですか、答えられますか。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

河川調査官の成宮でございます。ご意見ありがとうございます。案の作成に当たって、丁寧に意見を聞くべきではないかということと、多様な方の意見をお伺いすべきというようなご意見かと思っております。

今回お示しします、またこれからご説明させていただく、原案は本来、案を作成するに当たってご意見を聞くもので、あらかじめご議論していただきやすいように、こちらで作業させていただいたもので、原案が何か固まったものということではございませんので、十分にご意見をいただければと思っております。

それから、多様な方のご意見を聞くというのは、まさにそのとおりでございます、並

行いたしまして、住民意見聴取ということで、パブリックコメントですとか、公聴会等をさせていただきます。案を作成するに当たって、どういった方からどういったご意見をいただいて反映していくかという形については、皆さんにも見える形で丁寧に進めていきたいと思っております。

あと、流域委員会の今後のスケジュールでございますが、これから案を作成するに当たってご意見を聞くということを始めさせていただきますので、皆さんのご意見をいただくためのたたき台みたいなものをご説明させていただきますので、今後はご意見をいただく中で委員会のスケジュールについても、今の時点で、ここまでと決めたものを持っているわけではございません。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

若干、補足させていただくと、原案というもの、案というものが違うということのご理解をいただくとありがたいなと思っております。何の議論のベースもないと、案のご意見をいただけないので、まずは原案をお示しし、原案に対するご意見を聞いた上で案をつくる。案ができたら、知事に意見照会するという、その案をつくる前の住民意見聴取、学識者の意見聴取に当たって、案をつくるたたき台として原案をお示ししたという状況であることをご理解いただければと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

大久保委員、いかがでしょうか。

○大久保委員（専門家委員会）

はい、ありがとうございます。原案と案は違うという趣旨は理解いたしました、まだまだ変更可能性があるたたき台であるということを確認していただいたと思っております。

今後の進め方については、特に多様な意見の反映のために、先ほど申し上げたことは、意見として考慮していただきたい、特に1か月のパブコ+公聴会+αの手法が必要ではないかということ、もしできたら検討していただきたいというのは意見として申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございました。流域委員会の今後の進め方については、いろいろと問題もでたり、議論すべきことがたくさんあるかと思っておりますので、なかなか事務局が考

えているようなスケジュールどおりにはなかなかいかないかもしれませんが、大久保委員、よろしいでしょうか。はい。

それでは、ほかに意見あったら、どうぞ。竹門委員。

○竹門委員（専門家委員会）

よろしくお願いいたします。今の久保委員の意見に大変触発されて、追加の意見をさせていただきます。

今回の河川整備計画の変更に関して、流域委員会でそういった方向性があらかじめ前年度から示されていたわけじゃなかったの、そういう意味では、変更の必要性が多々ある場所について、自分の頭の中で整理する時間があまりなかったというところに課題があると思います。ところが、新旧対照表を見せていただきますと、常日頃議論していた課題について、かなり丁寧に拾えて、変更を文面に示されていますので、その点はよく検討されているなと感心したわけでありますが、少なくとも、こういった課題の整理に関しては、本来進捗点検で出た意見が反映されていく筋道が見えているべきだと思います。これまでの進捗点検では、掲げた計画がちゃんと進捗しているかどうかというところに重きがあって、出てきた課題を今後の計画にどう反映していこうかという整理というのは、あんまりされていなかったように思います。この意味で、今後の進捗点検のあり方として、変更することを前提に課題を洗い出すことも、進捗点検の目的の中にもう少し大きく入れていただきたいと要望いたします。よろしくお願いいたします。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。今のご要望について、何か事務局から説明することございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮でございます。ご意見ありがとうございます。我々も整備計画の変更というのは初めてのことでございまして、なかなか戸惑いながらやっているところもございまして、いただいたご意見を踏まえて、今後、進捗点検については、順次同じようにやっていかないといけないこととございますので、御意見を参考にして、またお話しさせていただけたらと思っております。

○中川委員長（専門家委員会）

今、竹門委員がおっしゃったことは、専門家委員会の中では、結構、私、議論してきた

というか、議論というよりもご意見をいただいていたということで、事務局もそれなりに対応してきているのではないかなということ、今回の原案を見てちょっと感じるところではございます。

ありがとうございました。ほか、意見ございますか。中谷委員長、どうですか。何かございますか。

○中谷委員長（地域委員会）

まずは、中川先生、今日はお疲れさまですが、よろしくをお願いします。

今、お二方の先生おっしゃったとおりで、そういう集大成、普段の進捗点検、ずっとやってきたわけですけれども、そういう中で、細かくというと、また語弊があるかもしれんけれども、PDCAサイクルでやっぱりそれは一定反映されてきているし、河川管理者も受け止めていただいていると思います。そういう中で、報告にもありましたように、かなり大きなイベントといいますか、インパクトのあることが起こってきているということで、そうすると、そこはしっかりと整備計画に反映していく、そういう機会が今、来ているのかなというふうに受け取っていますし、これからまた進める中で、それは大久保先生がおっしゃったように、期間的なことはあるわけですけれども、十分、地域内の意見、自治体の意見とかを踏まえて練り上げていくという作業がいよいよ始まったなという感じなので、委員の皆様も思うところをどんどん発言し、今までの点検、レビューも踏まえていけば、よりよい整備計画にまとまっていく、変更ができると思っております。

○中川委員長（専門家委員会）

中谷委員、ありがとうございました。あくまでもこれは原案でございますので、いろいろご意見をいただくということが結構かと思えます。ほか、ございますか。よろしいでしょうか。皆さん、一応うなずいていただいているんですけれども。

それでは、次の議題に進ませていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事の2番目、「河川整備計画（変更原案）等の説明」について、事務局から説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、事務局からご説明いたします。委員の皆様にお送りしているものといたしまして、資料3の1が変更原案そのものを印刷したもの、それと資料3-2が現行の河川整備計画と変更原案の対照表を並べたものという2種類をお送りしております。本日は、現行の計画と変更原案を並べた資料3-2、新旧対照表を用いまして、画面のほうに共有し

ながらご説明をこれからしていきたいと思っております。画面のほう、今、共有いたしました、左側に現行の河川整備計画、それとその右隣に変更原案を並べたもので、一番右端の列には変更した理由につきまして記載しておりますので、こちらをあわせてご覧いただければと思っております。

まずは目次のほうからいきますと、ところどころ字句の修正がございますけれども、治水のところでございます。現行の河川整備計画、左のほうをご覧くださいますと、危機管理体制の構築から記載をしているところがございますけれども、変更原案のほうでは、川の中で洪水を安全に流下させるための対策をまず河川ごとに記載をして、上下流バランスの考え方などからあわせて記載をいたしまして、その後、危機管理体制の構築とした記載内容で、今、変更原案をお示しているところでございます。

見ていただいたら分かりますように、変更箇所につきましては、現行計画、変更原案ともに赤字にしておりますので、赤いところが今回変更したところというふうにご覧いただければと思っております。ところどころ、語句を適宜、的確な表現に修正したようなところもございます。ここは、はじめにのところの治水のところでございますけれども、河川整備計画策定以降の整備の進捗状況などを踏まえた記載内容の追加をしております。先ほどこれまでの経過のところでご説明しましたとおり、平成 21 年に河川整備計画を策定して以降、貯留施設の整備なども進めつつ、中上流部の河川改修を実施してまいりました。その際には、水系全体の安全度のバランスを確保しながら、治水対策を進捗させてきたわけでございますが、既に顕在化している豪雨の激甚化や頻発化、今後の気候変動の影響などを考慮すると、さらなる整備が必要と。その際に、流域のあらゆる関係者が共同して取り組む流域治水を適切に進めていくものとするといった記載内容に追加をしております。

そのほか、このページでは、市町村合併などによって、市町村の数が変更したことなどにつきまして、最新の情報に変更していくということをご説明いたします。また、道路の開通状況なども踏まえた現在の最新情報に変更しております。

といったように、流域の概要のところにつきましても、最近の状況を踏まえまして、時点修正を行っております。

本日はこの部分につきましては、数が結構多くございますので、説明を飛ばさせていただきますが、特に大きく記載しておりますのは、先ほどご説明していますような河川整備計画策定以降の整備の進捗状況の部分でございまして、経過のところでご説明したようなこれまでの整備の進め方、それとそれ以降に発生した洪水の状況などを記載しております。

また、河川管理施設、瀬田川洗堰やダム等の防災操作の状況ですとか、近年の水害の激甚化などについても、この概要の部分で記載を追加しております。

そのほか、河川環境の部分などにつきましては、水質の河川の類型指定などにつきまして、実情に合わせた変更などの記載を見直してございます。利用のところでは、舟運の活性化などを踏まえた記載内容ですとか、ミズベリングプロジェクトなどの進捗状況についても記載内容を追加してございます。

このページからが3章、現状の課題ということでございまして、これまでの進捗点検の中でいただいたご意見や、これまでのモニタリングの状況などを踏まえた変更を行ってございます。

例えばこのページでは、琵琶湖でのアオコの発生件数なども、最新の情報などを踏まえて記載を見直しておりますし、ここでは琵琶湖のBODとCODの乖離現象などについても、データの更新を行ってございます。

そのほか、外来種の関係では、コクチバスやオオバナミズキンバイなどの、最近よく散見される実状を踏まえた変更を行っております。また、それに対して地域住民の皆様やNPO団体と行ってきた保護活動などの状況についても、記載を追記してございます。

続きまして、治水、防災の部分でございまして、淀川の治水システム、瀬田川洗堰と水系全体の洪水調節施設による水系全体の安全度を向上させる淀川の治水システムの部分につきまして、瀬田川洗堰の全閉操作が河川整備計画の策定以降に2度実施してございますので、その点につきましても追記をしてございます。

この部分は、桂川での水害の被害の状況を記載した部分でございまして、桂川では、整備計画策定以降、平成25年台風18号により越水の被害が発生した、先ほどご説明したとおりでございますけれども、それを踏まえた緊急治水対策について、河道掘削や嵐山地区での止水壁の設置などを追記してございます。木津川のほうにつきましては、岩倉峡上流で上野遊水地が平成27年から暫定運用を開始したこと、そのほか、異常洪水時防災操作が全国的に頻発しておりますが、淀川水系におきましても、天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムにおいて、異常洪水時防災操作を実施している状況など。また、そういったダムがより大きな洪水に対して洪水調節を発揮するためには下流の河川改修も必要ということで、三川合流点の水位を下げていく必要があるということについてもこの部分で記載をしてございます。

現状としまして、堤防強化が進んできている状況でございまして、堤防強化を

施した箇所におきましても、まだ洪水の際に漏水が発生しているという事例もございますので、そういった点についてもこの点で課題として認識をしてございます。

この部分では、洪水浸水想定区域図を平成 27 年の水防法改正に伴って更新をしてございますので、その情報をもとに更新を行ってございます。こちらは琵琶湖の洪水浸水想定区域図についての時点修正でございます。

また、その下の部分では、昨今の気象の変化といたしまして、アメダスによる 1 時間当たりの降雨量の発生回数が近年増加していることにつきまして、最新の情報をもとにグラフを更新してございます。また、このページでは、ハザードマップの作成状況について流域の市町村の発表情報、公表情報をもとに時点修正を行ってございます。

高潮の部分では、平成 30 年台風 21 号におきまして、阪神なんば線の橋脚まで潮位が上昇したことなどを踏まえた時点修正を行ってございます。

利水の部分でございます。利水のパートにつきましても、近年の水供給区域における人口の状況ですとか、開発水量と最大取水量のグラフなどを時点修正しております。また、それに関連する琵琶湖流域の年総雨量や淀川水系における安定供給可能量についても、時点修正を行ってございます。

続きまして利用の部分でございませうけれども、舟運が平成 29 年から定期運航が淀川で開始されましたので、その部分についての記載内容を追記してございます。あと、河川敷の利用につきましては、グラウンドの使用状況について、最新の情報に見直しを行っております。また、平成 29 年からは自転車活用推進法が施行されておりますので、その部分についても追記をしてございます。

あと、維持管理のところでは、水質監視施設などを、水質改善のための浄化施設の部分が役割を終えましたので、その部分についての記載を削除し、一部、語句の修正を行ってございます。

ここからが 4 章といたしまして、具体的な整備内容を記載した部分でございます。これまでの事業の進捗状況を踏まえた記載の見直しのほかに、先ほどご説明しました、関係 6 府県会議に先立って、関係府県の皆様からお寄せいただいたご意見をもとに、一部分修正をしているところもございます。この人と川とのつながりの、その際、以降の部分で記載しておりますのは、そういった府県からご意見をいただいた部分をもとに記載内容を追加したところございまして、人と川とのつながりの再構築の部分、そういった基本的な考え方の部分でも生態系や水文化、景観、親水に配慮した川づくりの取組を求めるご意見が

ございましたので、そういったことを踏まえた追記をしてございます。

また、河川レンジャーの充実のところでございますけれども、ここでは現行の河川整備計画では、試行ということで記載してございましたが、その後実績を積み上げてきてございますので、実施をするといったことですか、あとまた防災教育、防災学習への取組についても追記をしてございます。

子どもたちとの関わりの促進の部分につきましても、これまでの実績を踏まえた実施した成果を活用していくといった記載内容の見直しを行ってございます。

憩い安らげる河川整備の部分です。こちらでは瀬田川における瀬田川のあるべき姿に基づいた整備の部分でございますけれども、整備がもう完了してございますので、その整備した、散策路を活用し、親水性を高めていくといった活用の部分について、記載内容の見直しを行っております。また、三川合流部にさくらであい館が平成 29 年に完成しておりますので、このさくらであい館をもとに、合流部整備をさらに継続して実施していく旨の記載を行ってございます。

洪水災害時の人と川とのつながりの構築でございますけれども、近年取り組んでおります、仮想現実や拡張現実などの技術を用いた情報発信、また SNS などを用いた情報発信など、近年の取組状況をもとに記載内容を見直してございます。

また、府県の皆様から国、府県、市町村、職員の技術力のために、水害の歴史と教訓の伝承などを共有できる場を設置してほしいといったご意見もございましたので、そういったことについてもここで取り組んでおります。

また、平成 29 年 10 月には、淀川の右岸の高槻の堤防が 100 年前に決壊したことを契機に、流域の市町村の方がお集まりいただいて、淀川宣言というものが採択をされております。その淀川宣言に基づいて、水害の歴史や教訓を伝承していくことですか、流域が一体となった議論を行っていく場を設置し、今後とも広域的な議論を行うことについても、この部分で取り組んでいきたいと思い、記載を追記してございます。

そのほか、水源地域ビジョンにつきましては、今後、管理するダムが増えた際に、一つ一つ追記をしなくてもいいように、管理ダム全般で取組が行えるような記載内容の見直しを行っております。また、ダムを含めた河川管理施設を観光資源として活用するインフラツーリズムについても実施をしていく旨をこの部分で記載をしてございます。

続きまして、河川環境でございます。河川環境につきましても、同じく府県からいただいたご意見を踏まえて、生態系や水文化、景観、親水に配慮した河川整備を行う旨を追記

してございます。また、平成 27 年の 9 月には、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が施行されてございます。それに伴いまして、関係機関の取組を支援していく旨を、この部分で記載してございます。

ここでは、良好な生物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生といたしまして、ワンドの整備などを記載している部分でございます。現行の河川整備計画では、ワンドを倍増する計画をもとにこれまで整備を進めてきたところでございますけれども、そのワンドの整備を引き続き実施をしていくことに、それに加えまして、例えばこの部分ですけれども、既に完了した箇所においても、順応的管理の考え方により、モニタリングを行い、持続的な効果を行うように、場合によっては、必要に応じて改良を実施する旨を追記しているところでございます。

水質に関して、水質改善におきましても、琵琶湖の保全及び再生に関する法律を踏まえて、関係機関との連携のもと取り組んでいく旨を記載してございます。

外来種対策の推進につきましては、近年拡大しております、オオバナミズキンバイやミズヒマワリなどを例示するとともに、住民などの皆様が実施をしていただく取組を支援していくということについても追記してございます。

この河川の連続性の再生の部分でも、先ほどご説明しました、ワンドの順応的管理についての記載内容を追記してございます。

そのほか、整備が終わったところにつきましては、削除するなど、これまでの進捗状況を踏まえた記載内容の変更を行ってございます。例えば、野洲川や猪名川に関する記載内容の見直しでございます。

魚がのぼりやすい川への再生につきましても、これまでの対策の終わった箇所につきまして、また堰自身が撤去された箇所などがございまして、そういった時点修正を行ってございます。

川本来のダイナミズムの再生といたしまして、淀川大堰や瀬田川洗堰における水位操作の改善につきましても、現在、これまでの取組状況を踏まえ、また瀬田川洗堰では、滋賀県さんから気候変動に伴う洪水や渇水の頻発状況も踏まえるようにといったご意見をいただいておりますので、それらを踏まえた記載内容を見直しております。

そのほか、ところどころ字句の修正を行っているところでございます。

ダム貯水池の水質保全対策につきましても、これまで個別のダム名を取り上げまして記載しておりましたが、仮にそれ以外のダムでも、問題が発生した際には、対策がとれる

ように管理ダム全般において実施をする旨、個別ダム名から管理ダムというふうな記載内容に見直しを行っているところでございます。

このあたりは変更がございません。

ここでは、流域管理に向けた調査研究でございますけれども、ここでも琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく記載内容の追記を行ってございます。

続きまして、治水・防災の有無でございます。治水・防災の部分につきましてですけれども、冒頭からご説明しておりますように、流域治水について基本的な考え方の部分で記載しております。気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行うという治水対策、流域治水を推進するといった記載内容を追記してございます。

この部分は、河川整備計画の目標とする目標洪水についての見直しに関する変更でございます。まず宇治川と桂川につきましては、平成 25 年の台風 18 号洪水が現行の河川整備計画で目標としております、昭和 28 年の台風 13 号を上回っていたということがございますので、平成 25 年の台風 18 号洪水を安全に流下させることを目標に見直しを行いたいと思っております。

一方、木津川や猪名川につきましては、平成 25 年の台風 18 号は、現行の目標であります、この昭和 28 年や昭和 35 年洪水を上回っておりませんでした。ただ、その猪名川と木津川につきましても、整備をしないということではなく、木津川につきましては、淀川の安全度を堅持する上で、ある程度まで整備を向上させていく必要がございますので、ここでは昭和 28 年、現行の河川整備計画で目標としている対象降雨量を 1.1 倍するような目標まで安全にできるように整備をしていきたいということ、変更原案の目標としたいというふうに考えております。

いずれの場合にも淀川本川においては、計画規模洪水を安全に流下させることができるように、それに対応した整備を行っていくということを目指したいと思います。その際の河道に流れてくる、整備を行った後の河道に流れてくる目標流量につきましても、それぞれ基準地点、主要地点ごとにこのように表にまとめて記載をしたいと思っております。

ここでは、堤防の強化でございます。現在行っております浸透対策につきましては、堤防強化が概ね完了しておりますけれども、最新の知見に基づいて、例えば堤防を越えるリスクが高い箇所などにおいても、引き続き決壊しにくいような、少しでも時間を伸ばせる

ような粘り強い河川堤防の整備を行うべく、それらの検討整備を行う旨をここのところで記載を行ってございます。

ここは、淀川水系における治水・防災の考え方として、危機管理体制の構築の部分でございます。水害に強い地域づくり協議会につきましては、平成 29 年の水防法改正によりまして、大規模氾濫減災対策協議会というふうに定義づけが明確化されましたので、その記載内容の追記を行ってございます。また、中段部分でございますけれども、リスク情報の提示によって、流域の皆様の危機意識を高めていくためのリスクコミュニケーションという考え方につきましても、この部分で取り込み、記載内容に追記をしてございます。

防災意識の啓発の部分では、先ほどもご説明しました、新たな情報を用いた情報発信に取り組んでいく旨を追記してございます。

ハザードマップなどの作成資料につきましては、他に広域避難体制、市町村をまたがる広域避難体制の検討支援につきましても実施をする旨、記載を追記してございます。また、そのほか、水防法の改正に伴って、語句の見直しを行っております。また、地下空間におきまして、その施設の所有者などの取組の支援を行うことを追記したほか、大規模工場等においても、その施設の所有者または管理者が浸水防止計画を作成する際の支援を行う旨の追記をしてございます。

この水害に強いまちづくりの部分につきましても、広域避難に関して、大規模氾濫時の広域避難を想定した避難地として高台の整備などについて検討して実施する旨の追記をしてございます。

ここでは堤防強化の部分でございますけれども、先ほど申し上げたような粘り強い河川計画について検討、整備を行う旨を追記しております。既にこれまで整備が完了した部分につきましては、このように図について黒字にするなど、整備完了箇所が分かるような図の更新を行ってございます。図が続きますので、ページを先に進めさせていただきます。

このあたりの部分では、上下流バランスの考え方などは変更がございません。

続いて、淀川本川の部分の記載内容でございます。

変更原案そのものをご覧いただいている方につきましては、66 ページ、67 ページあたりになります。淀川本川の整備に関する部分でございます。淀川本川につきましては、中上流部を平成 25 年の台風 18 号に対する河川整備を行った際に、計画規模洪水が発生した場合でも、本川の安全度を下げることなく、上下流バランスを考慮した整備を進めていくということを考えておりますので、まず中上流部の河川整備の目標である平成 25 年台風

18号洪水の記載をここで昭和28年台風13号から見直しを行っております。中上流部の改修が平成25年対応になることに伴いまして、淀川の本川のほうに流下してくる流量も増えてまいりますので、現在行っております阪神なんば線の橋梁の改築に加えまして、新たな流下能力を確保するために必要となる橋梁の架け替えについても検討を行いまして、その橋梁の関係者と調整した上で実施をするという旨を追記してございます。

淀川の本川の橋梁の改築を行った後においても、上流から流下する流量を上流の洪水調節施設で貯留するために、現在実施中の川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発と並んで、大戸川ダムを順次整備をするという記載にしてございます。現行の河川整備計画では、大戸川ダムについては、本体工事の実施時期を検討するという文言がありましたが、変更原案では、それを削除させていただいております。本川につきまして、それに加えて、三川合流点下流の河道掘削を行い、淀川本川の下流部に流量増とならない範囲で、上流桂川や木津川、宇治川の水位を極力低下させるための掘削を行ってまいります。また、掘削土が多く発生してまいりますので、例えば淀川堤防なり、各河川の堤防を量的に、断面を大きくしたり、高さを大きくしたりする際の堤防整備には、それら掘削土も活用してまいりたいというふうに考えてございます。

また、毛馬排水機場のポンプ設備につきましても、その更新すること、あと淀川大堰への閘門設置についても関係機関と調整の上、実施をするということの追記をしてございます。淀川本川の支川につきましては、芥川において、芥川の管理者であります大阪府の管理と進捗状況を合わせた河川整備を行ってまいりたいということを記載してございます。

宇治川につきましては、塔の島地区の河川整備が完了したことを踏まえて、その塔の島に関する記載内容を削除してございます。また、大戸川ダムにつきまして、先ほど淀川本川でご説明しましたが、宇治川においても効果を発現していますので、大戸川ダムの整備を行う旨、宇治川のところでも記載をしてございます。また、昭和28年の台風13号から、平成25年の台風18号のほうに対象洪水を見直しておりますので、その旨、宇治川のところでも記載しております。

宇治川につきましての掘削箇所につきましては、この図に書いております、このピンクに塗った範囲の中において、このような断面で、一部分、掘削を行う旨をこの図でお示しをしてございます。また、全川的に、宇治川の河床では粘性土が露出してございますので、それらの箇所については、河床低下や河岸侵食が進行している状況から、それらをモニタリングして、必要な対策を検討して実施していく旨を追記してございます。

これら図の部分でございますけれども、塔の島の整備が完了いたしましたので、この図の部分については削除いたしまして、代わって大戸川ダムの諸元に関する追記を行ってございます。

続きまして桂川です。桂川につきましても、昭和 28 年の台風 13 号から目標洪水を見直してございますので、その記載内容の変更、それに伴う河道掘削等の整備について追記してございます。

嵐山地区につきましても、平成 25 年の台風 18 号を安全に流下させることを目指すというふう目標洪水の見直しを行っております、段階的な整備であります、一の井堰の改築や河川改修についても記載してございます。それらの整備箇所や掘削箇所の断面図についても更新してございます。

続きまして、木津川です。木津川につきましても、昭和 28 年台風 13 号を目標としてございましたが、それらよりももう少し安全度を上げて、降雨量を 1.1 倍とした洪水を安全に流下させるための河川整備というふうレベルアップをしていくことを記載してございます。その際にも、淀川本川への安全度は低下させないような上下流バランスを確保しながら整備をしていくことを記載してございます。掘削箇所につきましては、この図面どおりに示しております。

木津川につきましては、目標洪水を大きくすることに伴って、笠置町、南山城村などで一部、局所的に冠水対策が必要な箇所がございますので、それらの対策を実施することを追記してございます。また、名張川や宇陀川についても必要な河川整備を行う旨を追記してございます。

瀬田川につきましては、瀬田川の洗堰の河道掘削、洗堰下流の掘削箇所の完了部分を図面に更新してございます。この部分では、琵琶湖に流入する姉川、高時川の河川整備に関して、丹生ダム事業は、平成 28 年度にダム事業が中止になっておりますので、そのダム事業の中止を踏まえ、姉川、高時川の河川管理者である滋賀県の対策、対応に関して、調整、支援を実施していく旨に記載内容の変更をしております。

続きまして、神崎川、猪名川でございます。猪名川につきましても、現在の河川整備計画の目標であります、昭和 35 年台風 16 号洪水の降雨量、1.1 倍した洪水を安全に流すことができるように河川整備を行っていく旨に変更してございます。その際に、下流神崎川の改修や安威川ダムの整備を踏まえて、その上下流バランスを確保することも追記しております。また、猪名川と藻川に挟まれた島の内地区につきましては、堤防強化や防災拠

点の整備を実施していく旨の追記をしてございます。

高規格堤防の整備でございます。ここにつきましても、高規格堤防の見直しに関する検討会ですとか、効率的な整備に関する検討会を踏まえて、整備区間が見直されておりますので、それに伴った記載内容の変更を行ってございます。具体的には、ゼロメートル地域だけですので、大阪市域、それと一部守口市域を含む部分において、高規格堤防の整備を行っていく旨の図面に見直しを行ってございます。

土砂対策につきましてです。瀬田川の砂防事業につきまして、国で行ってございました事業を滋賀県のほうに移管をしておりますので、瀬田川に関する記載を削除してございます。

既設ダム等の運用に関しまして、最近のダム再生の一環といたしまして、下流河川の改修や利水容量の活用など、流域の諸施策と連携して進めていく旨の記載を行ってございます。また、既存ダムの洪水調節機能を強化する治水協定につきましても、令和2年5月に締結してございますので、それらを推進していく旨を追記してございます。

7番目といたしまして、新たな項目の追加でございますが、内水対策でございます。これまでの河川整備計画の中では、内水対策の実施ということは記載をしておりませんでしたが、毛馬排水機場や久御山排水機場の状況について、老朽化等も踏まえて調査検討を行って、必要に応じ、更新、改築を実施する旨の記載を行っております。また、今後浸水実績、浸水が発生した際に備えて、その実績を踏まえた必要な対策を検討して実施する旨についても記載をしてございます。

地震対策でございます。地震対策につきましても、淀川大堰の耐震対策が完了したことを踏まえて、記載内容の見直しを行っております。それと、東日本大震災を踏まえた耐震性能照査についても実施をする旨を記載してございます。

続きまして、利水のほうでございます。

利水につきましても、表現の見直しなどにとどまっております。そのほか、水利権の許可件数などの時点修正、水利用の状況などの時点修正を行っております。既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的な運用といたしましては、川上ダムが完成いたしますので、それを踏まえた変更を行っております。

この部分では、渇水対策容量の確保として、丹生ダムによる水の補給について、もともと現行計画では調査検討を行うという旨の記載がございましたが、先ほど申し上げたとおり、事業が中止になりましたので、それに伴って丹生ダムについては削除し、必要な措置を検討するといった記載内容に見直しております。

続きまして、利用のところでございます。利用につきましては、淀川本川において定期航路が確保されるなど、舟運が活性化しておりますので、その舟運の運行に必要な情報提供を行うことですか、その次のページでは、その三川合流点までの航路をさらに京都の伏見まで延伸することの検討などを追記してございます。

このあたりは、現在の検討状況などを踏まえた字句の修正でございますので、飛ばさせていただきます。

続いて、川らしい河川敷の利用のところでございますけれども、川でなければできない利用、川に生かされた利用を推進する、そのためにグラウンドなどは縮小していくといったことの基本方針については変更がございません。ただ、単に環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、それらの検討を進める際には、沿川自治体や地域住民利用者の意向を踏まえてほしいといったご意見が多く寄せられておりましたので、それらを踏まえた記載内容の追記をしてございます。

憩い安らげる河川の整備につきましても、例えば実情に合わせ、利用者の声を踏まえた維持管理を行う仕組みづくりですとか、自治体のほうで行われております、地域住民中心の管理制度についても検討していく旨の追記をしております。

自転車活用推進法の施行に伴って、自転車利用者が増えることが想定されますので、自転車と歩行者の安全な利用についても検討する旨の追記を行っております。

また、水辺の整備の部分では、かわまちづくり計画に基づいて整備を行う箇所を、具体的に名張市、宇治市など明記をしております。また、そのほかの地域におきましても、利活用のニーズの高まりによって、市町村等と連携して整備を実施していく旨の追記を行っております。

続きまして、丹生ダムの中止に伴う地域整備につきましても、この水源地地域の活性化のところにおきまして、関係機関と連携して取り組む旨の記載をしてございます。

最後の維持管理でございます。維持管理につきまして、現行計画策定時におきましては、河川維持管理計画がまだ案という段階で試行を行ってございましたが、その後、本格的に運用を開始しておりますので、それに伴った記載内容の時点修正を行っております。特に河道の維持管理といたしまして、木津川のほうでは河道の二極化や蛇行部における河岸侵食などが進行してございますので、それにつきましてモニタリングを行って必要な対策を検討し、実施する旨の記載を行ってございます。

既設ダムの維持管理のところでございます。土砂の堆積が進行しているダムが流域内で

顕著になってございますので、堆積土砂の除去を行うことですか、また長寿命化計画に基づいて、メンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減、平準化といった、戦略的な維持管理更新を目的とした施設改良を行う旨、記載を行っております。また、川上ダムが令和4年度に完成が間近になっておりますので、川上ダムの完成によって確保されます、振替補給容量、ほかのダムの堆砂除去のための振替補給容量のさらなる活用についても検討して実施する旨の追記をしております。また、ダムを観光資源としましたダムツーリズムについても、この部分で記載をしております。

桂川で整備しておりました流水保全水路の運用が完了いたしましたので、その部分の記載内容の削除、それと寝屋川浄化用水機場についての現在の検討状況を踏まえた記載の内容の変更を行っております。

そのほか、淀川の河川公園につきましては、淀川河川公園基本計画に整備方針、管理運営方針が記載されておりますので、河川整備計画からは削除するという案にしてございます。

説明長くなりましたが、説明以上でございます。

○中川委員長（専門家委員会）

どうも、長くなりましたけれども、説明ありがとうございました。大変多量の変更原案をお示しいただいたわけで、それを要領よく説明していただきまして、ありがとうございました。

今回は変更原案を紹介していただいて、いろんなご意見を今後いただきたいと、整備計画の変更にご意見あるかと思っておりますので、これで限ったものではないということで、あくまでもたたき台だということでございますので、これから委員の皆様方から何回かご意見をいただきたいというふうに思っております。今日も、ただいまいただいたご説明につきまして、いくつかご意見を頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

たくさんあると思います。お一人、たくさん質問されるのはちょっとお控えいただいて、ご自分がこれは重要だと思うものをマックスで3つぐらいにして、いただければと思います。いかがでしょうか。中谷委員長、どうぞ。

○中谷委員長（地域委員会）

ありがとうございます。大変ボリュームのあるところを説明いただきましてありがとうございました。河川法に基づく河川整備計画、その変更という機会で大変重要なポイントかなと思うのですが、そういう中で1つ、中でも触れられているように、私の地元の琵琶

湖の保全と再生に関する法律ができていますし、水循環基本法というのも最近になって施行され、例えば、今、河川整備計画に盛り込む中での、もう少し具体的なメニューですかね、そういうところがあるとより分かりやすくなると思いますし、その辺のこともあるのかなと思っております。

いろいろ細かいところは今後の委員会の中でもお話しできると思いますが、それからもう一つ、淀川独特の河川レンジャーという仕組みがありますが、そういう中で河川法の50何条でしたか、河川協力団体制度というのも始まっていますので、そういうところもNPOなりレンジャーなり地域の住民さんなり、いろいろスタンスというか、その性格は違うのですけれども河川法の中でできたようなそういう仕組みであれば、ぜひこの中にも、書いてもらうということ、そういうところも大事かなというふうに思っておりまして、例えば水防法の関係でも、河川協力団体に情報提供を求めるみたいなこともあったりするわけなので、そういうところもほかの法律とうまくリンクするような感じで入れていってもらえるといいのかなというふうに思っています。

あともう一つ、2つ目です。治水の目標、5313から25年の18ヘシフトするということなのですが、例えば原案の中であるように、環境なりそちらのパートでは、結構資料としてグラフがあつたりしますが、例えば3つの大きな柱の一つである治水面でも、何かそういう分かりやすい工夫的な、どういうものかというのはすぐに思いつかないわけですが、実際写真を見ますと、天ヶ瀬ダムが満杯になったりとか、そういう危ないのはい目瞭然なのですが、その辺が実際数量的にどうなのかというようなところがシンプルに分かるのであれば、より理解しやすいかなというふうに思っております。

まずはそれぐらいを今の段階でのお話、はい、ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

事務局、ございますか。回答。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

はい、成宮でございます。2点というか、3点いただいたのかなと思っていまして、ご意見ありがとうございます。

1つは、関連する他の法律との位置づけと、それから河川レンジャーと河川協力団体のお話、それから治水の目標について少し分かりやすく示せる工夫がないのかというお話の3つだったかと思っております。

水環境基本法ですとか、あと琵琶湖の保全および再生に関する法律でございます。河川

整備計画は、河川法に基づいた法定計画ですので、法定計画の中で他の法律を扱うというのはなかなか難しい面もございますが、もちろん今、委員長がおっしゃったように関連するものでございます。例えば水循環基本法でしたら、森林の保全再生ですとか、農地の保全、水源の涵養みたいな話は、整備計画の中でも一定書いているところでございます。この河川整備計画が水循環基本法に基づく、計画なのかということ、今、位置づけとしてはそうやってはいないですけれども、中には関連する施策がたくさんございますので、そこは自治体の計画とも今後つくっていかれる中で連携してやっていかないといけない部分かなというふうには思っています。

それから、琵琶湖についても同じでございます。法律は違いますが、滋賀県とも連携をして、今までも施策としてはやらせていただいていますので、引き続きやらせていただくのかなというふうには思っています。

それから、河川レンジャーと協力団体の話でして、河川協力団体の制度ができる前から、淀川の場合、河川レンジャーということで前回の整備計画の中に書かせてもらってきたということでございます。ちょっと先駆けてやってきたというところがありまして、その後、協力団体の制度ができております。今、委員長がおっしゃるとおり、本文の中に協力団体の文字が少し薄いところもございますので、いただいたご意見を今後検討し、反映させていただきたいと思っております。

それから、最後、治水の目標でございます。仰るとおり、今日ご説明の中でも数量的なものが本分の中には、新しい目標の流量を書いている程度しかありませんで、分かりにくいというところでもありますので、次回、両者比較したものでご説明させていただきます。いかがでしょうか。

○中川委員長（専門家委員会）

中谷委員長。

○中谷委員長（地域委員会）

ご説明ありがとうございます。ほかの先生方のご発言もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思うのと。例えば、ほかの法律云々ということでありましたが、当然、整備計画で取り組む具体の施策というのは重なる部分はあると思いますので、そういうところの話を申し上げました。例えば、琵琶湖の保全と再生の関係でも整備計画でも具体的に外来植物どうのこうの、支援をするというようなところもありましたので、そこら辺のところもうまくつながっているといいなということで話をさせていただきました。また今後の

委員会の中で議論が進めればと思います。ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

ほかいかがでしょうか。

今、分かりやすい図を入れてほしいというのがありましたよね、治水のところ。雨を1.1倍にするとかいうのがありましたけれども、その根拠は置いておいたとして、今、どういう雨をどういう流域に与えているのかということも、実はよく分からないです。実はそれは決まっているわけですよ。決まっているけれども、原案の中ではこれぐらいしか書けないということで、どういうふうな雨を降らしているのかなというのが全然分からないというのもあったりして、そういうところも、先ほどの中谷委員長がおっしゃったような分かりやすい図というものがあれば、参考になるかなというふうに思いました。すいません、つけ加えました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

委員長、ありがとうございます。今、おっしゃるとおりだと思いますので、本文の中に分かりやすい図を整備計画の標準のフォーマットみたいなどころの中に入れられるかどうかというところはありますが、少なくともご説明の参考としてお示しすることは少し考えたいなと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。ほかございますか。はい、どうぞ、竹門委員。3つほどお願いしますね。

○竹門委員（専門家委員会）

全部で16個ぐらいあるんですけども。

○中川委員長（専門家委員会）

3つ。

○竹門委員（専門家委員会）

個々の文面については、別の機会にお話することにして、1つだけお願いがございました。ページで言ったら、新旧の対照表の20ページ、現状の課題というところからですけども、ここに書かれている様々なテーマについては、よく書かれているなと思います。比較的網羅的に淀川の抱えている課題がリストアップされていますし、絵にも描かれているのでいいと思いますが、進捗点検の際には、これらの課題を解決するためにこういうことをしますと言ったことに対してどこまでできたかを見てきたわけですが、その課題に対

して、ちゃんと応えられたのかどうかや、その課題の解決のために掲げた項目だけでいいのかなど、もう少し事業目的に立ち返ったところで掲げた課題と実際に実施した事業との対応関係がもう少し見えるようにしたほうがいいと思います。

そのためには、進捗点検でいつもつくっている項目に対する評価指標の一覧表をベースに、今までやってきた進捗点検における課題、計画した対策、評価指標の関係をまとめ表をつくってはどうかという提案です。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございました。大変分かりやすいですね、そういうのがあれば。

○竹門委員（専門家委員会）

今だと、全部で通して読まないで、どこの課題がどんなふうに計画に盛り込まれているのかというのを読まないで分からないですね。

○中川委員長（専門家委員長）

進捗点検ではやるべきことというか、指標を書いているいろいろやっているけれども、全部読まないで分からないというのは確かですけれども、おっしゃるように、何かうまくまとめればいいなという気も確かにしますよね。事務局いかがでしょうか。今の、いわゆる課題があるけれども、それをどういうふうな問題をどういうふうに解決していくのか、あるいは解決できたのかとか、そのあたりをまとめるというようなことでしょうかけれども、いかがでしょうか。これは誰だろう。はい、調査官。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮でございます。整備計画ができてから 10 年間、環境のところも、いろんな整備をしており、保全再生の取組をやってきたところがあって、それらを少し総括していかないといけないというのは事実でして、進捗点検の中で少しずつお示ししながらご指導もいただいているというところもあります。

今回変更の原案にも書かせてもらっており、モニタリングをして、今まで 10 年間やってきたことを確認しながら次の整備につなげる、という書きぶりにさせていただいており、今、竹門先生が仰ったことは全くごもっともでございます。毎年進捗点検の中でもいろんな結果を示しながらご指導いただいているところがございますが、整備計画の今のこの本文の流れの中でどこまでお示ししていけるのかが、即座に分からないところですが、  
も、・・・

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

すいません、河川部長ですけれども。

○中川委員長（専門家委員会）

部長、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

先ほどの中谷委員長からご指摘のあった分かりやすい図ということと、今の竹門委員からのご指摘、両方そうだと思いますが、計画そのものには書き込むのにそぐうものとそぐわないものがあると思いますが、計画に書き込めるものについては皆さんのご意見を反映して、案作成に向けていきたいと思います。なかなか文章に書くのにはなじまないなという部分についても、附属資料というか、参考資料としてのまとめはさせていただければなというふうには思います。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、部長ありがとうございました。

○竹門委員（専門家委員会）

はい、ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

竹門委員、残り 16 個は別の委員会をお願いします。

○竹門委員（専門家委員会）

はい、了解です。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、上田委員。上田豪委員。

○上田豪委員（地域委員会）

今の話と関連しますが、例えば河川環境の関係と治水の問題、淀川は狭窄部と、それから氾濫原というのが続いていて、そのことが多様な生態系を守ってきたと。それが河川公園をつくったことによって、中流域なんかはね、かなり劣化した部分があって、それを戻そうという流れになっていると思います。ただ、それにもかかわらず、治水で上流部の宇治川なり桂川なりで掘削をした、その対応として、生態系のそれに崩れる部分については、こういう具合な工事をしました。補修工事をしました。そういうようなことが、我々素人というか、今言われたように全部読まないといけないという者にとっては、そういう書き方をさせていただくと非常にありがたいなと思います。

それと関連して、枚方から下流部の湛水部分の中流域のところでは公園ができておりま

す。ワンドの再生とは言っているものの、公園の部分にあまり手をつけなくて、現状の川の流れている砂洲のところにワンドをつくってみたりしているということで、公園部分に切り込むように遊水・遊砂地になるようなワンド・氾濫区域をつくって、水陸移行帯をつくるとかいうね、そのことがダイナミックな横断方向の再生というということになってくると思うので、そういうことがほとんど書かれてないように思います。

そして、その最後のところにありましたね、対比表でいえば、119 ページに河川公園の整備方針が今度は削ると、これに基づいてできた河川公園基本計画に整備方針、管理方針に記載済みのため削除ということになっているんですが、これも中流域にとっては、削除した後の本文だけ見ただけではなかなか分からないと。法律が違うということもあります。そして、縦割りで公園部局と川の部局とは予算も違うし、指令系統も違うということはありません。でも、この部分でこういう整備方針に基づいてつくったんやということが分かるように記載をしておかないと、川の流れているところだけやっていたらええねんで、公園は別やでということになってしもうて、川と人を近づけるという、そういう相対的なものにはなっていないのではないかなと。だから、この記載を省かない形での表現なんかもできたらいいなという具合に思っています。特に中流域の課題として、そういう全体的な課題があるのかなという具合に感じます。

以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

2点ほどあったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮です。環境の部分のところは、先ほど竹門先生がおっしゃっていただいたことと同じことかと思っていますので、少しお示しの仕方を工夫しながらと思っております。

それから、河川公園の基本方針のところですけども、縦割りの話がございましたけれども、いずれも近畿地方整備局長の指揮の下、事務所も淀川河川事務所がやっているということがございますので、しっかり連携してということでございますけれども、特段、他意があって消したわけではなくて、重複しているのということでございますので、次、案作成に当たって、検討の中で反映させていただきたいと思っております。

○上田豪委員（地域委員会）

ありがとうございました。

○中川委員長（専門家委員会）

上田委員がおっしゃっていることは、先ほど部長もおっしゃったように、原案で書くことと、進捗点検で実際やっていく場で議論すべきこと、説明いただくことというのもあるかなというふうに思いましたですね。ありがとうございました。

ほか、ございますか。志藤委員、どうぞ。

○志藤委員（地域委員会）

いろいろあるんですけども、1点だけに絞らせていただきますと、淀川、この整備計画そのものの変更ということで、今回提案いただいている内容が、例えば整備が終わったものについては削除、状況が変わったものについては追記、あるいはその状況が変わったものについても、根拠が示されたものについては例を示すと、こういうふうな書き方になっているんですけども。

整備が終わったものについて順次削除という形になってくると、この長期計画の中で途中での見直し変更していく中で、そもそものこの整備計画というのは観点に基づくものと、実質的なデータに基づいて整備内容を進めていくものがあると思うんですけども、削除していくものというのは、そのまま削除して果たしていいのかどうかということについては、ちょっと疑念がありまして。どちらかという、整備計画を途中で変更するとするならば、何年度の変更がこういう根拠に基づいてこういうふうな変更をされたと。ただ、残りの状況に関しては、この観点からするならば、整備計画としては、こういうふうな整備計画というものを進めなければならないだろうというふうな、そういうふうな書き方にしたほうが、変更していくために、例えば整備はもちろん計画を進めるほど、中に書かれているものというのが減っていくことというのを目指しているわけですから、ちょっと整備計画全体の内容としては、ちょっとばらばら、中身をいろいろと見させていただいていると、書かれようもちょっといろいろですので、そのあたり、この原案に関して、統一的な書きよう、あるいは表記の仕方とかというものを、一定ちょっと考えた上で進めていったほうがいいのではないかなというふうには思っております。

細かい内容はいろいろとあるんですけども、それはまた後日のそれぞれの委員会のところでということで。私のほうからの意見だけということをお願いいたします。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。大久保先生、ちょっとお待ちくださいね。事務局、いかがでしょうか。この整備計画の変更原案をまとめるに当たっては、大変重要な視点かなという

ふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

ありがとうございます。成宮でございます。実施と実施済みのものの扱いの記載の仕方ということだったと思ってございますけれども、おっしゃるとおりだと思っていて、どういった書き振りができるかというのがありますが、例えば、先ほども少しありました、環境の整備のところでしたら、モニタリングのところを書いていくとか、それから河川管理システムの整備でしたら、整備した後は維持管理の中に書いていくとか、また整備の継続として残すのかとか、少しものによって、統一というお話がありましたが、少し書き振りをいろいろ考えないといけないのかなと思いますけれども、ご意見を承って少し考えさせていただきたいなと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

よろしく検討をお願いいたします。志藤先生がおっしゃるとおり、この計画がどういふふうに変更してきたのかということをごできるだけ残す、あるいは理解できるように、変更したものを見て、どういうことをやってきたのかというようなこともある程度分かるような書き振りというのでもいいのかなと思いますし、ある意味、それも冗長になる場合もあるだろうし、必ず書くべきこともあるだろうし、今、成宮さんがおっしゃったようなこともあるでしょうし、ちょっとこれ、事務局でご検討いただけますかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

そうしましたら、一定書いている部分もありますし、抜けているところもありますので、もう一度見直して、検討させていただきます。

○中川委員長（専門家委員会）

志藤先生がおっしゃったのは、この変更原案の思想というか、書き振りというか、書く哲学というか、そのあたりのことをおっしゃったような気もするので、一貫してこういう書き振りにするんだというのが難しければ、それもまたご説明いただいたら結構かと思えますので、ご検討よろしくをお願いいたします。

大久保先生、すいません、どうぞ。

○大久保委員（専門家委員会）

それでは、3点あります。1点目は、先ほどから指摘されている根拠資料の件ですけども、今までこの流域委員会でさまざまに議論されてきたことが反映されている部分については、先ほどから話があるように比較的分かりやすいと思いますが、従来、流域委員会

では、特に指摘がなかったものが今回入っている部分があって、その部分の根拠資料が、これは中に入れるかどうかとは別問題として、やはり示されないと、意見を述べるのが大変難しいと思っております。治水目標の点もそうですけれども、特に従来、賛否いろいろ分かれてきた大戸川ダムの位置づけなどにつきましては、指摘されている様々な懸念や代替案を真摯に検討して、その検討過程がトレースできるような形で透明性を確保することが、極めて重要と考えておりますので、この点、根拠資料をきちんと公表していただいて、今後、幅広い議論ができるようにしていただきたいというのが1点目です。

2点目ですけれども、このことと関連いたしまして、今回の非常に重要なポイントというのは、流域治水という考え方が国全体として入ってきて、そのきっかけとなってきたのは、まさに淀川あるいは滋賀県の先駆的取組であったということがあると思います。

その背景には、様々な想定外の事態が、今、気候変動という中で生じていて、不確実性を踏まえて、河川だけの対策ではなく、グレーのインフラ、グリーンのインフラ、それから様々なソフトの手法を組み合わせるリスクに対応していくということがあって、そうすると例えばこの10年間でゆっくり川の水を流して、ピーク流量を抑えていくといったような、流域治水の様々な具体的な提案が出てきております。そうしたものがどのようにこの中で踏まえられているのかというのがなかなか見えない。理念は書いてありますが、具体的に流域治水が、じゃあこの淀川流域でどう具体化されているかの道筋が見えないわけです。

国会でも関連法案が出されたばかりということもありまして、具体化はこれからだということなのかもしれませんが、少なくともそういう検討が次の計画の中でどういうふう具体化されているのかという道筋は書き込むべきではないかと思えますし、そのような考え方を踏まえて、検討していく必要があるというのが第2点目です。

3点目は細かいことで議論を戻すようで恐縮ですけれども、今回、原案ということですが、先ほどから出てきている様々なご指摘は、素案といいますか、何を議論に入れていくべきかという、箇条書き方式の段階でもやはり意見を聞いたほうがよかったということとも関連していると思います。少なくとも、今回パブコメかけているのは原案に対するパブコメなので、今後原案に対する意見を踏まえて、案ができてきた段階で改めてパブコメ等をもう一回かける、公聴会にももう一回かけるという、そういう理解でよろしいですかということを確認しておきたいと思えます。

以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。3点、事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

ありがとうございます。1点目は、変更になったところの根拠資料を少し分かりやすく説明できる資料をとということでございましたので、先ほどから中谷委員長、それから竹門委員からおっしゃっていただいています、分かりやすく説明する根拠と共通するのかと思っております。ここは少し、お示しできる資料をあわせて工夫をさせていただきたいなと思います。

それから2点目、流域治水のところでございます。流域治水につきましては、川の中で対応する対策ですね、通常の河川改修ですとか、それから既設ダムの有効活用みたいな話ですとか。それから、あと流域で対応される対策、それからあとソフト対策ですね、避難誘導とかまちづくりみたいなものも含めて幅広くございまして、一定河川整備計画の中でも書いているところではありますけれども、今回、変更する中で拡充していくところもございまして。

流域治水については、別途、流域治水協議会というのを設けまして、あらゆる関係者の方、これは河川管理者だけではなくて、まちづくりの方、農林水産省の方、それからいろんな関係者、最後は民間の方まで入っていただくのかなというところもございましてけれども、様々な方にご参加いただきながら今、作っているところでございます。まずは現行の河川整備の内容については、現行の河川整備計画を基に、作りかけているところではございます。その際、河川整備計画を変更しますので、変更した際には改めて拡充していきますということを付して作っているところでございます。今回、整備計画の変更をご議論いただく中で盛り込んでいった流域治水の考え方みたいなところも反映していけたらと思っております。

それから、原案から案になって、案にしたものについて、住民、社会への示し方というご意見だったと思っています。原案を案にした段階でどんな形でどういう議論の中でそうなったのかということは、分かりやすい形で見えるように発信したほうがいいと思いますので、そこもご意見として賜りましたので、持ち帰って検討させていただきたいなと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

大久保委員、よろしいでしょうか。

○大久保委員（専門家委員会）

はい、ぜひご検討よろしくお願ひいたします。

○中川委員長（専門家委員会）

まあいろいろあろうかと思ひますけれども、時間のことも配慮されていると思ひますけれども、また次の委員会でも揉んでいただければと思ひます。

ほか、ございませんでしょうか。矢守委員が手を挙げていらっしやったと思ひます。よろしくお願ひします。

○矢守委員（専門家委員会）

中川先生、ありがとうございます。発言の機会をいただきありがとうございます。矢守です。

これまで議論があつたことと重なることとなりますが、1つと書いたんですけれども、2つだけお願ひします。

1つ目は、気候変動の影響が淀川流域あるいは水系の治水にも影響を及ぼしているということが今回の何と申しますか、改正の前提にあると思ひます。そのことについて、先ほどエビデンス、1.1倍といったような、数値エビデンス云々という議論もありました。それに関して、この気候変動の影響というのは、将来の予測という域を超えているというか、ではなくて、ファクト、事実として、例えばその平成25年であるとか、30年の出水に大きな影響を及ぼしているということをしっかり数値として打ち出させていただくことが重要と思ひます。今、もう一度見直したんですけれども、その平成25年や30年の水害に関する近畿地整さんの報告書を見ると、中にたくさん事実としてこれまでの例えば最高の水位であるとか、観測値を超えてきているということが、いろいろなレベル、いろいろな側面で記されています。そういったことも、予測としての1.1倍ということ以上に重要ではないかなと思ひるので、それはしっかり打ち出させていただくといいのではないかなと思ひました。これが1点目です。

それから、2つ目は、今も話題になっていた流域治水のところ、そして成宮さんからのご回答にもあつた、関係者による協議会云々のところに関わるんですけれども、国のレベルでの類似の委員会等でも、ちょっと感じていることですが、関係者と言つたときに、その広がり先が、どうしても、端的に言う、最後、流域治水の考え方の一つの柱、もちろんたくさん柱があつて、ピーク流量を下げる、土地利用を考えると、いろいろあるんですけれども、最後、人が犠牲にならないという側面に関して、逃げるということが

大きなファクターとしてあると思います。今日もリスクコミュニケーションとか、避難とか教育というキーワードが出てきました。そうすると、その逃げるというアスペクトに光を当てたときには、最も大事な関係者はやはり実際に逃げることになる人たちだと思うんですね。端的に言うと、住んでおられる住民さんということになるんですけども、あるいは高齢者施設とか学校とか、その部分に関係者という網を広げるというところまでなかなかいかないというもどかしさは感じています。河川管理者だけではなくて市町村も、河川管理者だけではなくて農林漁業関係者も、ここまではいっても、なかなか、あるいは市町村まで、そこまでいっても、なかなか肝心の最後、アクターになる逃げる人たちをしっかりと巻き込んで、その河川に関するリスクコミュニケーションをしないと、その流域治水の最後のところの画竜点睛を欠くことになるなと思うので、その部分は、今回のこの中に細かく書き込むことではないと思いますし、今回のことで一気に片づくことではないんですけども、一つのフィロソフィーとして、あらゆることにとまでは、私は思わないんですけども、その逃げるということに関しては、ステークホルダー、関係者に住民というのを持ってこない、最後やっぱり進まないかなと思いますので、それを2点目として申し上げたいと思います。

長くなって、すみませんでした、中川先生。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。重要な観点だと思います。事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮でございます。気候変動のところの出し方ということが一つでございまして、一定書かせていただいているところですけども、先ほどからの治水の目標の考え方を次回資料でお示しするときにあわせてその辺も含めてしっかりご説明できたらなというふうに思います。

それから、流域治水の関係者のお話で、まさに先生が仰ったとおりだと思っておりまして、先日の協議会の中でもそこが重要だということで、関係者の中にマスコミも一緒に入っていた方がいいのではないかという意見も出たところでございます。リスクコミュニケーションみたいなのも非常に大事だということで、今、我々も悩みながら、なかなか慣れないところで、難しいところもありますが、悩みながら手さぐりでやっているところであります。今、整備計画の中でも、住民との一人一人との連携みたいなのも含めて書かせていただいているところでもありますので、これを実行していくときにど

ういう留意点を持ってやっていくかというご意見かなと思いますので、そこら辺も含めて、引き続きご指導いただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございました。今、矢守先生が仰ったこと、先ほど志藤先生が仰ったこととか、委員の皆さんが仰ったことなんですが、やはり流域委員会で今後進捗点検をやっていく上での重要な指摘事項なんかもあるし、実際協議会でどういうふうな活動をしたらいいのかというふうな、実際に現場でやられるようなことに対するご指導のようなお話もあるし、まだそういうことは流域委員会の中でもご議論いただければいいと思うんですけども、重要な観点としては、この原案について修正する、あるいは加筆する、そういうところに焦点を絞って、まず次回ぐらいからは、委員の先生方の意見をまとめていただければなというふうに思います。今日はざっくばらんでいきましょう。

ほか、ございませんか。チャットは。これは松本委員、どうぞ。

○松本委員（地域委員会）

失礼します。先ほど矢守委員からも一部触れられてたんですけども、やはり直接地域住民がやっぱり一番影響を受けるという問題ですので、日頃接している高校生も「雨の振り方、最近、尋常じゃないよね」とか話をしているんですね。そういう時に、国が地域でどういう治水事業をやっているのかとか、ちょっと話をしたりするんですけども、どうしても地域住民への働きかけが弱いなという感じが日頃しています。

もう少し申しますと、河川整備は未来を見据えてやっているわけですから、学校教育にももう少し働きかけを、いろんな形でしていく必要があるんじゃないかと思います。最近学校教育の中にも、防災教育というのが項目として入ってきているわけですね。そういうところでどうアクセスしていくのかということも、もっと検討していったほうがいいのではないかなという感じがします。

ということで、河川事務局のほうでは、防災教育はこういうふうな形で進められようとしているのでしょうか。河川レンジャーを通じてとかは考えてられると思いますが、もっと直接的な教育機関への防災等についての働きかけが必要ではないかと感じているんですが、いかがでしょうか。

○中川委員長（専門家委員会）

事務局いかがでしょうか。今おっしゃったようなことは、いろんな学会では議論しているんですけども、どうでしょう。どうぞ。方向としては。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮でございます。まさに、今仰ったところは大事なことだと思ってまして、整備計画の中で言いますと、今先ほども矢守先生のところでもありましたけれども、自分で守るすとか、みんなで守るのところで書かせていただいているところでした、まさに子どもたちの地域との関わりの中でという文言もあります、少し具体性に欠ける文言になっています。実際にどういうことをやっていくのかということが、今までのところ、出前講座ですとか、あと地域の水害の体験された方の聞き取りを子どもたちと一緒に一つのものにまとめて教育の読本にするみたいなのところの取組をやったり、いろんなそういう情報を共有していくためのコンテンツをつくりながら、少しずつ地道にはやらせてもらっているんですけれども。

今日もウェブでやっていますけれども、こういった新しいツールも使いながら、ということも書かせていただいているところではございますので、ぜひそういった、お知恵等々ありましたら、ご指導いただけると、計画の中にも反映していけるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○中川委員長（専門家委員会）

松本委員。

○松本委員（地域委員会）

学校現場というのは非常に忙しくていろんなことに追われる状況で、教員に新たに防災教育を何かして欲しいと言われると非常に困る状況があります。しかし、逆に言うと、防災教育、じゃあやりなさいと言われると、何をしたらいいんだろうというのは戸惑う場面なんかもあるわけです。そういうときに、ときどき現場で役立つのは、DVDとかですね、これを見せておくと、なかなかよく分るとか、そういう教材があると非常にありがたいというのは、いろんな小中高のそれぞれの現場であるかなと思うんですね。それぞれの発達段階に応じた地域の防災、河川整備に関わるような簡単なビデオ、時間は30分ぐらいですね、までの簡単なビデオ、DVDなどを用意していただくというようなことを考えていただくと、使いやすいかなと。教員向けへの利用の方法とか、説明をつけたものなんかを用意するというのは、一つの方法かなと思ったりしますけれども、いかがでしょうか。

○中川委員長（専門家委員会）

事務局はなかなか答えにくいかもしれませんが、それを整備計画の中にどう反映するのかというのは、もちろん難しい、書き振りとしてはなかなか書き込みにくいと思

いますけれども、今、先生が仰ったような、他の委員が仰ったことというのは、現場としては非常に重要だと思うんですね。命を守る教育、私の持論ですけれども、初等教育に必修にしろと言いたいんですけれども、それは置いておいて、事務局、また議論いただけますでしょうか。委員会でも。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

DVDをつくりますとか、そういう細かいところまで書けるかどうかというのはありますが、例えばVRを使った技術のものでとか、いろいろ開発もありますので、そういったことを使って、いろんな防災教育をやっていきますというのは、文章として書けると思いますので。検討させていただきます。

○中川委員長（専門家委員会）

そうですね。また、松本委員、委員会でご議論いただけますか。

○松本委員（地域委員会）

よろしくお願いします。

○中川委員長（専門家委員会）

ほか、チャット、ございませぬが、挙手、今、していただいても結構ですので、今、見えます。ほぼ、あと二、三分しかないのです。立川委員、松岡委員、よろしくお願いします。あと二、三分しかございませぬけれども。

○立川委員（専門家委員会）

ありがとうございます。グリーン社会の実現ということについて、淀川は何ができるのかということ考えたときに、何か、整備計画の中に書き込めることがないのだろうかと思っておりました。これは、首相、政府の方針でもありますし、総理の施政方針演説の中でもそういうことが出てくるわけですけれども、その中で、ダムをよりうまく使って、発電を増やせないかなんていうことが出てきていて、実際、天ヶ瀬の再開発で、これは喜撰山では発電量をもっと増やすということができるようになりますよね。このところを、施設の運用とか利水のところで書き込んで、こういったことにも貢献していくようなことを考えたかどうかというふうに思いました。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

ご意見ありがとうございます。既設ダムの有効活用というところかと思えます。治水だ

けじゃなくてと、仰るとおりだと思いますので、案の検討の中には反映させていただきたいなと思います。

あと、委員長、すみません、一応 12 時という時間が見えてきてはいますが、今日、幸いにもウェブですので、会議室の都合とかがないので、もしご意見続くようでしたら、皆さん方のご予定はあるかと思えますけれども、お時間許す限りお伺いできましたら。

○中川委員長（専門家委員会）

今、メッセージ送りました、全員に。ご用事がある方は退室していただいても結構です。そんなに引き延ばすつもりではございませんけれども、松岡委員。お待たせしました。よろしくをお願いします。

○松岡委員（地域委員会）

先ほどいろんな説明の中にあっただんですが、河川の有効利用、もしくは河川の安全のために、三川合流においては、河川を掘削するというような明記があったと思うんです。それに比べて、河道内の樹木の伐採とか、そういうところに触れてないんですが、今の最近の天気、気象状況によると、突然増水したりすることを考えると、河川敷の安全な方法として、やはり伐採、障害物の除去なり、強化するということを明記せんとあかんのではないかなと考えますが。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございます。事務局、河川管理のことだと思いますけれども、いかがでしょうか。記載はございませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮です。今、委員長が言っていた河川管理のところにひっそりと書いてございますので、松岡委員が仰っているところ、ごもっともだと思いますので、書き振りについては少し検討させていただきたいと思えます。

○中川委員長（専門家委員会）

松岡委員、今日は大変内容が豊富でございますので、細かいところまでなかなか目を通していただけなかったかもしれませんが、今、ご質問があったところ、見ていただけますでしょうか。あるいは、書き振りが弱ければ、もう少し強く書けというようなことをご指摘いただいて結構かと思えますので。

○松本委員（地域委員会）

ぜひ強化するぐらいに伝えてほしいです。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございます。堀野委員、よろしくお願いします。

○堀野委員（専門家委員）

よろしいでしょうか。本当に初歩的というか、確認ですけれども、この見直しの先に、今日頂いた新旧対照表の最初のほうにも書かれていますけれども、この計画は基本的に概ね 30 年をします。要は、この 30 年をどう捉えるかだけ、しっかり全員共有しておかないといけないと思うんですけれども、普通に計画変更みたいな感じで言うと、ゴールは決まっています、途中で変えますよということですから、例えば、今だったらもう 10 年以上たっている、平成 21 年に立てたやつが、概ね 30 年内でどのくらい進むかという計画ですよ。見直すという以上は、平成 21 年から概ね 30 年の期間での見直しということをするのか、恐らくそうではなくて、現在、この令和 3 年の状態から始まった 30 年をイメージされていると思うんですね。でも、通常だとその感覚のほうはずれているような気がするんですが、今、令和 3 年から 30 年でよろしいですよということを確認したいということです。これは、そうすると、先ほど志藤委員かな、言われていたように、済んでしまったことはもう削除しましたということにちょっと違和感を感じていると言われていたことと関わってくるような気がしましたので、ちょっとみんなで意思統一をと思いました。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

確認しておきましょう。事務局、よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮でございます。概ね 30 年間の中で、実施すべき事業を位置づけている計画ということでございますので、変更をしてから 30 年間でこれぐらいの仕事をしますと想像いただいたら結構です。ただ、前回の整備計画ができたのが 10 年前でございますので、そのときに 30 年間でやりますと書いていたものがあって、それを 10 年間でやってしまったので、ここから新たにということではなくて、30 年間でやるもので、10 年間で済んだものもありますけれども、まだ残っているものもございますので、今後、新たな 30 年の中で、その分も含めて、実施するメニューということでご理解いただけたらいいのかなというふうに思っています。

○中川委員長（専門家委員会）

部長、そういう理解でよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

はい、大丈夫です。30年計画だから30年見直さないということではなく、適宜ローリングはしていきますけれども、変更した時点から30年を見通していると思っていただければ結構です。

○中川委員長（専門家委員会）

私もその辺の認識は甘かったです。ありがとうございました。堀野委員、よろしいですか。

○堀野委員（専門家委員会）

結構です。そういう意味では、今、そこにも適宜見直しを図っていくという赤字で書いてある部分もちょっと注意しないと。

○中川委員長（専門家委員会）

そうそう、そうそう。

○堀野委員（専門家委員会）

どういう意味で適宜見直しをするのか。マイナーチェンジか大幅なチェンジ、いろいろありますよね。今回のような見直しというのは、今からの30年でいいと思うんですけども、そうじゃない、ちょっとだけ変えましょうねというようなところもきっとあるじゃないですか。そういった場合、どこをスタート地点として概ね30年をとるかというのは、議論されるメンバーの中で統一を図れないと、焦点がずれることが危惧される。今回の件はよく分かりました。ありがとうございました。

○中川委員長（専門家委員会）

ほか、ございますか。

○矢守委員（専門家委員会）

中川先生、矢守ですけど。短く1点だけ、追加です。

○中川委員長（専門家委員会）

1点、どうぞ。

○矢守委員（専門家委員会）

先ほど、松本委員からのお話の中にあった防災教育のこと、成宮さんからもお答えがあったところですけども、参考情報で、平成29年から30年にかけてご存じかもしれませんが、学習指導要領改定になって、小中学校の理科で、自然災害のウエートが大分増えてます。それから、間もなく、高等学校のほうも、地理総合という科目が必修になって、そこはかなり防災の要素が組み込まれます。なので、さっき成宮さんから、例えば流

域委員会でマスメディアの方とも連携を始めているというお話があって、私もその一環のイベントに参加させてもらったことがあって、非常に有益でありがたかったなと思ったんですけども、今、教育との接点がどうしても地域越しになっているというか、それはそれでものすごく大事なんですけれども、それだけじゃなくて、やっぱり広くということになると、市町村の、あるいは府県の教育委員会を通した学校との連携というのは不可欠かなと思うので、そのあたりも今後重視していただければ、そして今回の文言に何か一言でも書けるのであれば、強調いただくといいのかなと思いました。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

矢守先生、それは考えておいてください。

○矢守委員（専門家委員会）

分かりました。承知しました。

○中川委員長（専門家委員会）

せっかくの機会ですので、多田委員と小川委員からご意見をいただければ幸いです。

小川委員、いかがでしょうか。

○小川委員（地域委員会）

失礼します。すいません、時間が押しているところ、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

流域住民の安心・安全な生活を守っていくという、それは大前提に置いてちょっとご意見を申し上げますと、今、淀川の本来の生態系というのは、特に枚方から上流、三川上流のあたりに何とかあるのかなという感じがします。というのは、淀川大堰の湛水区間というのは、大きく環境が変わってしまって、イタセンパラに象徴されるように、本来そこにいた生物種が次々と姿を消しているわけですね。その中で、特に枚方から上流の河道を掘削するということになりましたら、その部分に環境面では、かなり大きな変化が生じるだろうな。また、枚方上流の河床掘削ということは、河床が下がるわけですから、その上流の三川にも影響してこないかなと。桂川については、もう河道掘削をして河床を下げようということなんですけれども。

私いつも危惧いたしますのは、河床低下ということが、淀川だけでなしに、上流三川 환경을大きく変えてきた。それが桂川は今、淀川水系の中では、生物多様性のホットスポットなんです。これが非常に皮肉ですが、もしかすると井堰がたくさんあったから河床が下がらないでそれが維持されてきたのではないかと、そんなふうにも考えることができ

るんですね。当然治水のためには、井堰を取り除いて河床を下げて、こういうことが非常に重要ですが、生物というのは物理的な環境の非常に繊細な環境の上に成立しているものなので、それを大きく変える中で、その生物の、もう減んでしまったら戻ってこないものですから、その今いる生物を減ぼさないように、どう治水上、安全な川に変えていくかというところは非常に気になりますし、難しい問題かなと思います。ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございました。大変重要なお指摘で、例えば原案にもそういう環境にも配慮して、例えば河床掘削の文言を入れるとか、何かそのあたりもまた委員会でご検討をいただければどうでしょうか。

○小川委員（地域委員会）

はい、ありがとうございます。

○中川委員長（専門家委員会）

成宮調査官。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

成宮です。ご意見ありがとうございます。生物の生息、生育繁殖環境への配慮した工事ということだと思ってございます。対比表でいうと、67 ページのところに、そういったことが書かせてもらってしまっていて、大規模な河川工事をやることについてはということで、順応的に、実施前後にモニタリングしながら、やる前によく考えて、いろんな方にご意見を聞きながらというようなことを書かせていただいているところでございます。従来から、例えば、桂川の改修のときにも、環境委員会の先生方をはじめ、いろんな方にもご指導をいただきながらやってございます。そういったことを実施する時には、引き続き留意してやらせていただきたいと思います。ご指導よろしくお願いたします。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

中川委員長からもご示唆があったように、今、成宮調査官が答えたところは、環境のところには施工上のことが書いてあるということですのでけれども。

○中川委員長（専門家委員会）

治水だね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 豊口）

治水の施策上、河道掘削する時にもというところに書いてはいかがかということですので、意見を反映させていただく方法を考えたいと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

ありがとうございます、部長。

多田委員、どうでしょう。

○多田委員（地域委員会）

特に問題はないと思うんですが、今後、海外からの方々からも増えてくるという部分の中で、増水とか災害時の多言語的なものというのが今後、ここの河川整備計画とはまた別の話にはなると思うんですけれども、多言語対応という部分がどこかで入ればなど、少し考えておりました。以上です。

○中川委員長（専門家委員会）

ああ、なるほど。ありがとうございます。いやいや、これは書き込めますでしょう、きつとね。成宮調査官、ぜひご検討よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮）

はい、ありがとうございます。多田委員、ご地元の宇治では、4か国語で放流警報をやっているという事実もございますので、少し書き振り、検討させていただきたいと思います。

○中川委員長（専門家委員会）

はい、ありがとうございました。ほか、これだけは言っておきたいということはございますでしょうか。まだまだ流域委員会はございますので、そこで、竹門委員のように17個ほどまだ残っているという話ですのでやっていたげればと思うんですが、いかがですか、今日これだけは言っておきたいというのがなければもう、そろそろマイクを事務局のほうに返そうと思えますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。ちょっと15分ほど超過しておりますけれども、今日はこれでまた引き続いて流域委員会を開催してご意見を頂戴したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

### 3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめまして、

各委員にご確認いただいた後にホームページにて公開させていただきます。また次回の開催日時につきましては、別途ご連絡をいたします。

では、これもちまして淀川水系流域委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

〔午後0時15分 開会〕

以 上